

公 募

下記の不用物品（公用自動車）購入希望者を公募します。

申込みされる方は、別途交付する仕様書等及び現物熟覧のうえ買受申込書により申込みください。

令和 8 年 7 月 2 4 日

分任支出負担行為担当官

東京神奈川森林管理署長 飯田 浩史

1 物件の概要

- (1)品 名 物件番号第 1 号 ダイハツ ハイゼットカーゴ（湘南 480 え 9450）
- (2)登録年月日 平成 21 年 3 月 5 日
- (3)走 行 距 離 112,750km
- (4)物件所在地 東京神奈川森林管理署 神奈川県平塚市立野町 38－2
- (5)そ の 他 自動車検査証（令和 9 年 3 月 4 日満了）、自動車損害賠償責任保険証明書（令和 9 年 4 月 5 日満了）、預託証明書（リサイクル券）は別添とおり。必要であれば、事前に申込先へ連絡し現車確認することも可能。※現場業務で使用していたことから外観の傷やへこみ、内装の汚れあり。

2 申込資格

- (1)契約金額を現金で納入できる者であること。
- (2)予算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当する。
また、予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

3 契約日及び契約金額の納入

買受人決定から令和 8 年 9 月 4 日までに契約するものとし、契約締結即日に東京神奈川森林管理署収入官吏へ現金納入すること。

4 引渡期限及び引渡場所

- (1)引渡期限 契約金額納入を確認した日から 15 日以内（行政機関の休日を除く。）。
午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。
- (2)引渡場所 東京神奈川森林管理署 神奈川県平塚市立野町 38－2

(3) 受領書 引渡しを受けた際には、「12 配布資料等」(5)受領書を提出すること。

5 仕様書等交付する場所及び日時

(1) 場所 東京神奈川森林管理署 神奈川県平塚市立野町 38－2

電話：0463-32-2867

(2) 日時 令和8年7月27日～令和8年8月28日（行政機関の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

（12の配付資料からもダウンロードできます。）

6 申込期限及び申込先（問い合わせ先）

(1) 申込期限 令和8年8月28日（金）午前10時まで

(2) 申込先 東京神奈川森林管理署 総括事務管理官

電話：0463-32-2867

7 申込方法

(1) 「12 配布資料等」(4)買受申込書に住所・氏名・電話番号を記入のうえ、申込金額（リサイクル預託金、自動車重量税、自賠責保険料及び車体買取額、消費税相当を含めた金額）を記入し、別紙条件書及び誓約事項を二重封筒に合封及び封緘し、封筒の表に「（案件名）買受申込書在中」と朱書きのうえ、上記申込先に持参又は郵送により提出すること。

(2) 郵便の場合は、簡易書留又は配達記録郵便等にて、申込期限前日の午後4時までに到着受付したものに限る。

(3) 申込前に「12 配布資料等」(5)暴力団排除に関する誓約事項を確認すること。なお、買受申込書の提出をもってこれに同意したものとする。

(4) 買受けにあたっては物件熟覧のうえ申し込むこと。引き渡し後の返品は認めない。

(5) 現状渡しのため、隠れ瑕疵があった場合、または欠損している部品等があっても補償及び補充はしない。

8 買受人の決定

(1) 申込者が複数となった場合には、予定価格以上かつ買受申込書に記載された金額が最高金額の者とする。

(2) 買受人決定通知は、最高金額の者に対して申込期限後、即時電話で行う。

9 買受申込書の無効

提出された買受申込書について、無効の取扱いとなる場合は「関東森林管理局署等随意

契約見積心得」の見積りの例によるものとする。

10 買受後の条件

- (1) 物件の引き渡し後ただちに名義変更を行い、変更した旨が記載された書類を東京神奈川森林管理署へ提出すること。
- (2) 名義変更等の費用は買受人負担とする。

11 その他

- (1) 買受人決定後、天災その他不可抗力によって買受物件に損害があった場合は、引き渡し前であっても買受人の負担とする。
- (2) 通貨は、日本通貨に限る。
- (3) 契約保証金は、代金即納のため免除する。
- (4) 契約書の作成は省略とする。

12 配布資料等

- (1) 仕様書
- (2) 車検証等写し
- (3) 物件写真
- (4) 買受申込書
- (5) 受領書
- (6) 関東森林管理局署等随意契約見積心得

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。